

## 第 29 回総会 議事録

総会開会時刻 令和 4 年 11 月 2 8 日（月曜日）午後 1 時 3 0 分

総会開会場所 市役所 4 階 大会議室

（農業委員の出席）

1 番 一柳 泰徳	2 番 竹内 信行	4 番 谷崎 徹	5 番 金西 章
7 番 廣田 由美	8 番 豊田 泉朱	9 番 谷崎 賢二	1 0 番 矢野 伸二
1 1 番 江崎 恵子	1 2 番 増井 道宏	1 3 番 服部 雅基	1 4 番 川瀬 益栄
1 5 番 舩越 康博	1 6 番 關 藤子	1 7 番 森 博之	1 8 番 高井 トミエ
1 9 番 青木 正廣			

（農業委員の欠席者）

3 番 錦野 伸策                      6 番 栗本 謙二

（農地利用最適化推進委員の出席）

2 区 柳川 昌弘	3 区 島田 正明	3 区 松下 傳	5 区 宮田 芳和
5 区 辻 義徳	6 区 庄野 敏彦	6 区 橋本 春男	7 区 小松 晃
7 区 徳山 守	8 区 内多 泰美	9 区 岡崎 勢一	9 区 吉積 幸二
1 0 区 宮城 仁	1 0 区 里村 雅博		

（農地利用最適化推進委員の欠席者）

1 区 庄野 博美                      4 区 石原 美史

（出席者）

局 長 横山 篤                      次 長 日野 恵                      書 記 吉田 浩章

議 案

議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について」  
議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」  
議案第 3 号「農用地利用集積計画案審議について」  
議案第 4 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」  
議案第 5 号「非農地証明願について」

議案外

報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」  
報告第 2 号「農地法第 18 号第 6 項の規定による通知について」  
報告第 3 号「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」

その他

「令和 4 年度後期分 農業振興地域整備計画の変更について」

総会開始 午後1時30分

**議長（青木会長）**

それでは、小松島市農業委員会 第29回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、11番、江崎 恵子 委員、12番、増井 道宏 委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

3番、錦野 伸策 委員、6番、栗本 謙二 委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局（次長）**

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は5件、6筆です。

**【議案朗読省略】**

**議長（青木会長）**

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

**事務局（次長）**

整理番号1番、2番は別々の案件ではございますが、譲受人は同じ法人でございます。

株式会社などの法人が農地を取得する場合は、農地所有適格法人の要件を満たす必要があります。整理番号1番、2番にかかる譲受人については、農地所有適格法人の要件を備えていることを提出書類により確認していることを先にご報告いたします。

それでは、申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田1筆、面積469㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

**議長（青木会長）**

担当の關委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

**16番 關委員**

先日、現地の確認に行っていました。農道がしっかりしておりまして、その横の辻のところにあり、低い丈の雑草が一面に生えている土地で、譲渡人から譲受人に受け渡すことについては特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（青木会長）**

それでは、整理番号1番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。  
異議がないようですので、整理番号1番は原案どおり可決と認めます。  
引き続き、整理番号2番について、事務局から審議内容を説明してください。

**事務局（次長）**

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。  
整理番号2番、畑1筆、面積236㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。  
譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。  
以上です。

**議長（青木会長）**

担当の森委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

**17番 森委員**

現地確認をしましたが、特に問題ないと思いますのでご審議よろしくようお願いいたします。

**議長（青木会長）**

それでは、整理番号2番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。  
異議がないようですので、整理番号2番は原案どおり可決と認めます。  
引き続き、整理番号3番について、事務局から審議内容を説明してください。

**事務局（次長）**

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。  
整理番号3番、田1筆、面積667㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。  
申請地はこれまで利用権設定により譲受人が耕作していましたが、譲受人のからの要望で今回の申請となりました。  
譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

なお、地区担当の栗本委員が本日欠席となっておりますが、委員より特に問題がない旨の連絡を頂いております。

以上です。

**議長（青木会長）**

それでは、整理番号3番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号3番は原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号4番について、事務局から審議内容を説明してください。

**事務局（次長）**

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号4番、田2筆、合計面積3,077㎡、譲渡人の体調不良により、労力不足による所有権移転の申請です。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

**議長（青木会長）**

担当の豊田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

**8番 豊田委員**

今説明があったように、何も問題ないと思います。よろしく申し上げます。

**議長（青木会長）**

それでは、整理番号4番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号4番は原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号5番について、事務局から審議内容を説明してください。

**事務局（次長）**

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号5番、畑1筆、面積141㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は隣接の宅地の庭のような状態であり、譲受人が宅地を購入することとなり、申請地についても併せて購入し、畑として使用したいとのことです。

譲受人の耕作面積は、現時点では農業委員会が定める別段の面積である 5,000 ㎡を超えていませんが、今月、譲受人より、利用権設定等申出書の提出があり、令和 4 年 12 月 1 日より農地を借りることとなっており、今回の申請地と合わせると合計 5,276 ㎡となる見込みでございます。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も、利用権の設定によって超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

なお、本申請については、農地の貸借が発生する令和 4 年 12 月 1 日を許可日とします。  
以上です。

#### 議長（青木会長）

担当の關委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 16 番 關委員

先日確認に行ってみましたが、特に問題ないと思えますのでご審議のほどお願いします。

#### 議長（青木会長）

それでは、整理番号 5 番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
異議がないようですので、整理番号 5 番は原案どおり可決と認めます。  
以上で議案第 1 号の審議を終了いたします。  
引き続き、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局（局長）

議案書の 3 ページをお開きください。  
議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」、申請件数は 6 件、8 筆です。

#### 【議案朗読省略】

#### 議長（青木会長）

整理番号 1 番について、事務局から審議内容を説明してください。

#### 事務局（局長）

整理番号 1 番は営農型太陽光発電施設の一時転用であります。  
使用借人は営農型太陽光発電を手掛ける株式会社〇〇〇で、使用貸人は〇〇〇町在住の〇〇〇でございます。また、下部農地の耕作者は農地所有者、〇〇〇より耕作における利用権の設定を受けた株式会社〇〇〇です。

この申請は、令和2年8月の総会にてご審議いただき、令和2年1月20日に農地転用の不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、3年間の期限で営農型太陽光発電設備の一時転用で県より許可を受けています。

この度、3年の期限を迎えることから、再度の一時転用の5条許可申請が提出されました。

なお、前回の5条許可申請時には、太陽光パネルを設置することに対しての地上権の設定についても農地法第3条の規定によりご審議いただき、お認めいただいているところですが、地上権設定期間については地上権設定契約書により地上権の存続期間がこの営農型太陽光発電事業が終了するまでとされていることから、この度は一時転用の5条許可申請のみとなります。

申請地は田3筆で合計面積は3,450㎡の内、支柱を設置する部分の面積だけが対象となりますので合計2,756㎡となります。

申請地は〇〇〇小学校より南へ約850mに位置する市街化調整区域の農用地区域内農地です。

農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、営農型太陽光発電の場合は基準等を満たす場合には設置が可能となっています。

また、農用地区域内農地であることから市農林水産課に農業振興地域整備計画への支障について意見を求めたところ、問題ないとの回答を得ております。

転用を行うために必要な資力については、太陽光発電設備の撤去費用の金額が記された金融機関からの残高証明書が添付されています。

太陽光発電設備下部での水稻の栽培状況については、収量報告書及び農作物の状況報告書には収量が10アール当たり390kgあり徳島県の平均収量462kgに比べ84.4%の収量となっています。この結果からこの圃場において34.79%の偏光率でも育成に十分な照度の確保はできているとあります。また、知見を有するJA東とくしまに勤める者においてこの圃場における米穀について品位等級が1級であったことが確認されています。

周辺農地への影響については現在も造成等行われておらず、本案件が3年間の一時転用であることや転用終了後の原状回復計画書が添付されていることから問題はないと考えます。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。整理番号1番については許可やむを得ないと思われれます。

また、この案件につきましては、農用地区域内農地の転用であることから徳島県農業会議への諮問案件であることを申し添えます。

以上でございます。

#### 議長（青木会長）

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 15番 船越委員

先日、現地確認したところ、周辺農地とも何も問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。  
異議がないようですので、整理番号1番は原案どおり可決と認めます。  
引き続き、整理番号2番について、事務局から審議内容を説明してください。

**事務局（局長）**

整理番号2番についてご説明いたします。  
申請地は田1筆、面積49㎡、転用目的は倉庫移転による宅地の追認案件となります。  
譲受人は〇〇〇、譲渡人は〇〇〇。この二人は姉妹です。  
申請地及びその隣接地は、この姉妹の父が平成5年に死去された際、相続にて取得したものであり、譲受人、〇〇〇が隣接地である〇〇〇の宅地を、譲渡人、〇〇〇が申請地の農地を相続しました。  
その後、譲受人である〇〇〇が住宅を建築することとなった際に、進入路が狭く、相続当時より建っていた倉庫が支障となったことから、姉妹の話し合いにより〇〇〇より農地の一部を提供いただき、現在の場所に倉庫を移築しております。  
この度、今回申請地となった倉庫敷地部分の分筆登記を行い、農地法5条許可申請が提出されました。  
申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、除外が行われており白地となっています。  
農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。  
周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地は周囲にコンクリート擁壁が施されており土砂等の流出はなく、〇〇〇土地改良区より転用について差しさわりのない旨の意見書が提出されています。また、以前より倉庫が建設されていたことについて始末書が添付されています。  
以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号2番については、許可やむを得ないと考えます。  
なお、地区担当の栗本委員からは特に問題がない旨の連絡を頂いております。  
以上です。

**議長（青木会長）**

それでは、整理番号2番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。  
異議がないようですので、整理番号2番は原案どおり可決と認めます。  
引き続き、整理番号3番について、事務局から審議内容を説明してください。

**事務局（局長）**

整理番号3番についてご説明いたします。  
申請地は畑1筆、面積146㎡、転用目的は保育園の職員用駐車場でございます。

譲受人は、県内に複数の保育園を経営している〇〇〇の理事長の〇〇〇でございます。申請地は〇〇〇が運営する複数ある保育園の一つ、〇〇〇保育園近くの農地になり、隣接地には転用者である〇〇〇が所有している土地がございます。この度、その土地と申請地を一体的に駐車場として整備し、〇〇〇へ貸借するということでございます。

申請地を選んだ理由といたしましては、〇〇〇保育園前にある保護者送迎用駐車場は車が数台しか駐車できず道幅も狭いことから毎日の園児の送迎時に混雑をきたしています。

また、現在、職員駐車場が申請地の道向かいにあり、この職員駐車場を保護者送迎用の駐車場とし、今回の申請地を職員駐車場として利用したいとのことで、5条許可申請書が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域内の農地ですがすでに除外済みのため白地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない宅地に囲まれた小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、金融機関の残高証明書が添付されています。また、どこの土地改良区にも属していないこと、万が一問題が発生した場合には責任を持って対応する旨の上申書が添付されています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、周囲は家屋にかこまれていることから影響はないと考えますが、近所周辺に迷惑にならないようすることとし、取水排水については転用目的が駐車場であることから、給排水設備の設置は行わず、雨水については浸透型アスファルト舗装による地下浸透といたします。

これらのことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

以上のことから、整理番号3番については許可やむを得ないと考えます。

以上でございます。

#### 議長（青木会長）

担当の森委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 17番 森委員

現地は2種農地で砂地であり、雨水の地下浸透もしやすい土地と思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

#### 議長（青木会長）

それでは、整理番号3番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号3番は原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号4番について、事務局から審議内容を説明してください。

#### 事務局（局長）

整理番号4番についてご説明いたします。

申請地は田1筆、面積2,217㎡、転用目的は保育園の園庭でございます。

譲受人は、県内に複数の保育園を経営している〇〇〇の〇〇〇、個人でございます。申請地は複数ある保育園の一つである〇〇〇に隣接する農地で、造成後に〇〇〇より〇〇〇へ貸借することとなっています。



申請地を選んだ理由といたしましては、現在の園庭は施設の東側、道路を隔てた駐車場の一角に存在することから危険が伴っています。そのことから、車の往来もなく安全に移動できる場所として申請地が適地であると判断し、所有者に園庭用地として譲渡をお願いしたところ承諾が得られたため、このたび5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域内の農地ですがすでに除外済みのため白地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない宅地に囲まれた小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、金融機関の残高証明書が添付されています。また、〇〇〇土地改良区及び〇〇〇土地改良区より転用について差支えのない旨の意見書が添付されています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、周辺に迷惑にならないよう周りを土羽付けし、盛り土は行いますが最小限にとどめることとし、その内側にフェンスを設置いたします。

排水については、転用目的が園庭であることから、給排水設備の設置は行わず、雨水については地下浸透といたします。

なお、申請地の地下には〇〇〇のパイプが通っていることから、登記事項証明書にも地役権が設定されておりますが、〇〇〇からは園庭に転用することへの同意が得られることとなっております。

これらのことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

以上のことから、整理番号4番については許可やむを得ないと考えます。

以上でございます。

#### 議長（青木会長）

地区担当委員は私でございます。先日現地確認してまいりましたが、何も問題にと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 議長（青木会長）

それでは、整理番号4番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号4番は原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号5番について、事務局から審議内容を説明してください。

#### 事務局（局長）

整理番号5番についてご説明いたします。

申請地は田1筆、面積507㎡、転用目的は農業用倉庫及び駐車場でございます。

譲受人は、大規模農業を営んでいる農業法人で、今回の申請地の隣地家屋及びその敷地を従業員用の宿舎として購入しております。

その従業員用の駐車場として、今回の申請地に対する農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は、〇〇〇小学校より東へ直線で約200m、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に除外が行われており白地です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない宅地に囲まれた小集団の生産力の低い農地で

2種農地と判断されます。

土地改良区の意見として、〇〇〇土地改良区及び〇〇〇土地改良区より転用について差支えない旨の意見書が添付されています。

なお、申請地には譲渡人が昭和45年に建築した農業用倉庫があり、当初未登記家屋でございましたが、令和4年4月に法務局へ家屋の登記を済ませ、今回の譲受人へすでに所有権移転がされております。また、この倉庫への進入路として、隣接地である従業員用宿舍の敷地の一部を利用するという事です。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、現在畑部分の地盤は隣接地とほぼ同じレベルであり倉庫以外の部分の駐車スペースは譲受人自らが約10cm程度転圧することから影響はないと考えます。また、排水については、給排水設備の設置は行わず、雨水については地下浸透とし、問題が発生した際には譲渡人が責任を持って対応するとのことです。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号5番については、許可やむを得ないと考えます。

以上です。

#### 議長（青木会長）

担当の川瀬委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 14番 川瀬委員

現地を見に行きましたが綺麗に管理されていて何ら問題ないと思います。よろしくご審議ください。

#### 議長（青木会長）

それでは、整理番号5番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
異議がないようですので、整理番号5番は、原案どおり可決と認めます。  
引き続き、整理番号6番について、事務局から審議内容を説明してください。

#### 事務局（局長）

整理番号6番についてご説明いたします。

申請地は田1筆、面積253㎡、転用目的は庭でございます。

譲受人は、隣接地の土地、家屋を所有しており、この家屋には現在、祖母が居住しています。

この家屋は譲受人が生まれ育った場所で、現在は80歳を超える祖母が一人で生活していることから週末には帰省しています。その帰省に合わせて、周囲に住む友人がよく訪ねてきますが駐車スペース等の不足で不便していたところ、祖母から申請地を処分したいと話がありこのたび5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域内の農地ですがすでに除外済みのため白地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、金融機関の残高証明書が添付されており、この農地が所属する土地改良区には転用について差しさわりのない旨の意見書が添付されています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、既存のコンクリート擁壁が道路と同じであり山土を敷設するのはこの高さまでとすることで、周辺農地に被害が及ばないよう致します。

排水については転用目的が庭であることから、給排水設備を設置せず、雨水については地下浸透といたします。

これらのことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

以上のことから、整理番号6番については許可やむを得ないと考えます。

以上でございます。

#### 議長（青木会長）

担当の高井委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 18番 高井委員

現地を見てまいりましたが、以前は水田でしたが担い手さんに周辺一帯を耕作してもらえなくなったため、休耕地となっていたところです。譲受人の〇〇〇さんが今は庭にして、将来は娘さんがそこに家を建てる予定だそうですから、何も問題ないと思います。

#### 議長（青木会長）

それでは、整理番号6番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号6番は原案どおり可決と認めます。

以上で議案第2号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局（次長）

議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は36件、92筆です。

#### 【議案朗読省略】

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業

を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどがございます。

5 ページの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。  
以上です。

**議長（青木会長）**

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。  
それでは、議案第3号の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。  
異議がないようですので、議案第3号については可決と認めます。  
以上で議案第3号を終了いたします。  
引き続き議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、事務局より説明をお願いします。

**事務局（次長）**

議案書の12ページをお開きください。  
議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、申請件数は1件、9筆です。

**【議案朗読省略】**

相続税の納税猶予に関する適格者証明書は、相続した農地にかかる相続税の納税猶予を受けるために税務署へ提出するための証明になります。

**議長（青木会長）**

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

**事務局（次長）**

整理番号1番、田9筆、合計面積13,050㎡、被相続人である〇〇〇さんから相続人である〇〇〇さんに相続された農地でございます。申請農地については、以前より〇〇〇さんが耕作を行っており、今後も〇〇〇さんが農地として耕作することを確認しております。  
以上です。

**議長（青木会長）**

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

**15番 船越委員**

現地、それぞれ確認してきましたが、今までも耕作をしてきており、今後も続けるということなので何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします

**議長（青木会長）**

それでは、整理番号1番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。  
異議がないようですので、整理番号1番については可決と認めます。  
以上で議案第4号を終了いたします。  
引き続き、議案第5号「非農地証明願について」、事務局より説明をお願いします。

**事務局（局長）**

議案書の13ページをお開きください。  
議案第5号「非農地証明願について」、申請件数は1件、1筆です。

**【議案朗読省略】**

**議長（青木会長）**

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

**事務局（局長）**

整理番号1番について説明させていただきます。  
畑1筆、面積74㎡、現況宅地としての非農地証明願になります。  
非農地化した理由として、申請地の西に隣接する〇〇〇に家屋が存在し、その家屋の浴室等が昭和46年以前に申請地に増築されました。また、その南側にある倉庫は昭和46年頃に建造されたとのことです。その後、家屋の増築部分は平成20年に浴室等が作り直され今日に至っています。  
平成3年3月13日付けの国土地理院の航空写真及び現地確認の結果、建物の一部が申請地に存在すること及び、その南側に独立した倉庫が建てられていることを確認いたしております。  
このことより、整理番号1番については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。  
なお、地区担当及び周辺地区担当である栗本委員、廣田委員、島田推進委員には事前にご確認をいただいております。  
以上のことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。  
以上です。

**議長（青木会長）**

担当の廣田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

**7番 廣田委員**

現地確認しましたが、何の問題もないと思いますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

**議長（青木会長）**

それでは、整理番号1番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番については、可決と認めます。

以上で議案第5号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、

報告第3号「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」、

議案外について事務局より報告をお願いします。

#### 事務局（次長）

議案書の14ページをお開きください。

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、届出件数は1件、1筆です。

#### 【議案朗読省略】

整理番号1番、田1筆、1,302㎡、転用目的は長屋住宅、所有権移転での5条届出になります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

#### 事務局（次長）

続きまして、議案書の15ページをお開きください。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数は12件、27筆です。

#### 【議案朗読省略】

それぞれ、貸人、借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の記名、押印がされ、提出されております。

#### 事務局（次長）

続きまして、議案書の18ページをお開きください。

報告第3号「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」、届出件数は2件、2筆です。

#### 【議案朗読省略】

貸人、借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の記名・押印がされ、提出されております。

なお、詳細については、19ページに記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

**議長**

ただいま、事務局より議案外3件について報告がありました。  
何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

**議長**

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。  
引き続き、その他の案件の協議に移ります。

「令和4年度後期分農業振興地域整備計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。

**事務局（局長）**

「令和4年度後期分農業振興地域整備計画の変更について」でございます。

令和4年度後期分小松島市農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外ですが、これに係る意見、農地転用許可の見込み等について、小松島市農林水産課より農業委員会に意見照会がきております。

今回の除外申請件数は1件、1筆です。また、編入申請についてはございません。

**【議案朗読省略】**

**7 事務局（局長）**

農業振興地域整備計画については、優良農地の確保と計画的な農業振興を図るため、市が策定している計画でございます。この農用地区域に指定された農地「いわゆる青地」については、農業の用途以外の目的に使用することが制限されておりまして、農地以外に転用をして使用したい場合は、まず農用地区域からの除外「いわゆる白地」とする必要があるございます。

この手続きの流れの中で、市は農協や土地改良区、農業委員会等にそれぞれの意見を確認することとなっておりますので、今回、意見照会による確認が行われました。その後、縦覧公告や異議申し立て、県との協議等の手続きへと進んでまいります。

順調に手続きが進みますと6ヶ月程度で計画変更が承認され、そのあと農地転用の申請書等が提出される見込みでございます。

農業委員会では、除外申請地が農地転用申請を行うことを前提とした場合、「農地区分や変更目的、計画面積等が適切であること」、「農業上の効率的な利用、農地の集団や耕作に支障を及ぼすおそれがないこと」等を確認のうえ、農地転用の見込み等についての意見書を提出することとなります。

申請地をご担当されます委員におかれましては、農業上の効率的な利用、農地の集団や耕作に支障を及ぼすおそれがないか等、現地を直接ご確認いただきまして、担当委員としての意見のご提出をお願いいたします。

なお、提出期限は、12月12日、月曜日までとさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

今回提出されている案件は1件で栗本委員のご担当地区となりますが、本日ご欠席のため、事務局より後日資料等をお渡しさせていただきます。

説明については、以上です。

**議長**

ただいま「令和4年度後期分農業振興地域整備計画の変更について」について、事務局から説明がありました。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

**議長**

質疑なしと認めます。

「令和4年度後期分農業振興地域整備計画の変更について」を終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

総会終了 午後2時13分

**会議録署名委員**

11番 江崎 恵子 委員

12番 増井 道宏 委員